

## I. 範囲および一般情報

本文書は、シスコシステムズ株式会社（以下、「シスコ」という。）の施設（作業場）内で作業を行う請負業者やその下請業者を対象とした火災、安全性、セキュリティ、衛生、環境および交通規制に関する最低限の安全作業慣行を取り上げています。これらの要件は請負業者自らから定める安全規則や規定の追加事項と考えてください。請負業者はチームの各メンバーおよび関連するすべての下請業者に対し、シスコの全施設における火災、安全性、セキュリティ、衛生、環境および交通に関する要件と基準を通知する責任があります。

請負業者は安全作業慣行や手順に関して従業員を訓練する責任があります。シスコは請負業者に対し、業務範囲に適用される安全作業慣行または標準作業手順書（SOP）を、検討のためにシスコの代表者に提出するよう要求する場合があります。

請負業者は全社員の行動およびシスコの所有地及び管理する物件に対して責任があります。常時適切な行動規範を維持できない場合、請負業者の社員をシスコの所有地及び管理地から即時に退去させる場合があります。

請負業者は適用されるすべての規則と規定を遵守するものとします。

## II. プロジェクト管理

請負業者はプロジェクト毎に安全衛生環境計画を作成し、それを従業員に伝え、実行に移すものとします。この計画ではプロジェクトの性質と場所を考慮に入れ、関連するすべての安全衛生環境面に取り組みなくてはなりません。これには以下の事柄等が含まれます。

- ロックアウト／タグアウト手順
- 高熱作業許可
- 安全会議の頻度および代表的な議題
- すべての下請業者による安全要求の遵守を確保するためのアプローチ
- 緊急事態に備えた非常事態計画に関する簡単な説明（すなわち、応急処置法および／または重大事故の処理方法）
- 事故の報告、調査および追跡調査の手順
- 該当する場合、消火器の使用訓練、CPR（心肺機能蘇生）の訓練、またはその他の特定の安全関連の訓練を受けている従業員に関する検討
- 建設作業中に請負業者がシスコの従業員を保護するために講じる対策
- 新入社員向けの安全オリエンテーション手順
- 請負業者のHazCom（危険・有害性の周知徹底）プログラム
- 安全性と厚生労働省の定める法令の遵守を確保するための手順
- すべての環境規制の要求に従うための手順

請負業者の管理では、人員と機器の安全を調整し、あらゆる予防策を用いて認識される危険性を作業場から確実に排除し、国や都道府県、地方自治体の定める法令や条例およびシスコと請負業者の規則の全面的な遵守を確保するものとします。

請負業者は責任を負っている作業に対するすべての安全衛生環境活動を調整し、最低限、以下に挙げられている義務を果たすものとします。

- 作業現場を毎日巡視する。請負業者は、すべての作業を点検し、安全作業慣行が実施されており、作業者がすべての仕事の安全面に関して簡潔な説明を受けており、すべての機器が安全な方法で保守・操作されていることを確認することが要求される。請負業者は、安全違反または危険な作業環境を認識した場合、できる限り速やかにシスコのプロジェクト・マネージャーに報告すること。
- 全従業員の適切な着衣と安全具の装着を確保する。
- 教育目的の訓示またはプログラムを設け、全従業員が作業場の危険性と安全作業慣行に精通するよう確保する。
- 下請業者の仕事が始まる前に、全下請業者が安全環境に関するすべての要求と期待に関する簡単な説明を受け、作業の進行に沿って、これらのすべての面を遵守していることを確認する。
- 請負業者または下請業者の従業員または機器に関連する負傷、事故またはニアミス事故が発生した場合、シスコのプロジェクト・マネージャーに速やかに届け出て、現場に赴いて証拠を検分し、面談を実施し、適切な追加措置を講じる。事故発生から24時間を越えることなく且つできる限り速やかに、シスコのプロジェクト・マネージャーに報告書を提出し、重大な負傷、事故またはニアミス事故に関するシスコの個別の調査に協力する。
- シスコの敷地内で請負業者または下請業者の従業員が作業中に負傷した場合、「事故と応急処置」の項で説明されている処置、通知及び報告要求を履行するものとします。

### III. 標識／バリア

請負業者は、適用される国や都道府県、地方自治体の定める法令や条例に従って、シスコまたは請負業者が要求する識別、警告、警報の標識および／またはバリア（コーン、スクリーン、仮設壁等）を準備し、設置するものとします。

請負業者はすべての安全警告標識、バリア、および作業許可を遵守し、要求に応じて安全装置を準備するものとします。

### IV. 個人用保護具(PPE)

請負業者は指導下の全従業員に対する適切な個人用保護具を確保すると同時に、かかる保護具に関する十分な訓練と適切な使用を確保する責任を負うものとします。先端が鋼鉄製の靴が勧められ、一部のプロジェクトではこれらの靴が要求される場合があります。少なくとも、良質の頑丈な作業靴が必要とされます。安全帽着用区域として指定された区域では常に安全帽を装着しなければなりません。作業者が落下物の危険性にさらされる区域はすべて、安全帽着用区域に指定しなくてはなりません。

### V. 管理維持

常に作業場には破片やくず類がないように、清潔に保つ必要があります。工具や用具は整然と保管して下さい。解体された、または余剰な機材は請負業者が速やかに片付けるものとします。

請負業者は作業場の建設廃材やくず類を処分する責任があります。

### VI. 請負業者の機器

シスコの施設に搬入されたすべての機器は安全な作業状況でなくてはなりません。シスコの社員は随時、請負業者の機器を点検することができます。かかる点検または不点検は、請負業者の機器の安全操作に対する責任を免

除するものではありません。厚生労働省の定めるところにより、すべての機器は厚生労働省の基準及び規則を全面的に遵守するものとします。

## VII. 許可および認可—作業許可書

一般的に、シスコの従業員、訪問者、請負業者および施設に危険を及ぼす可能性がある作業は作業許可書を必要とします。「作業許可手続き」のコピーを希望する場合は、プロジェクト・マネージャーに連絡して下さい。

請負業者は、作業許可書が作成され、かかる許可書にすべての関係当事者が署名するまでは、シスコの施設で作業を実施しないで下さい。請負業者は以下に挙げる各活動に対して作業許可書を必要としますが、あらゆる作業を開始する前に必ずシスコのプロジェクト・マネージャーに確認して下さい。

- すべての溶接、溶断、ハンダ付けおよび直火の作業
- 閉ざされた空間での作業
- 保護されていない屋根の端から3.5メートル以内における作業
- 危険物を扱う作業
- 高電圧装置／システム上での作業。スイッチの切り替えにはプロジェクト・マネージャーの許可が必要となる。
- 動力駆動工具を用いた作業
- 自動スプリンクラーまたはその他の固定消火システムの部分的または全面的な機能停止

作業許可書には、当該作業を実施する人物が潜在的な危険性を認識し、適切な工具、試験装置、個人用保護具、緊急制御装置を有し、安全、セキュリティおよび衛生に関するすべての要件を満たす準備ができていた旨が記載されています。

## VIII. 機器のロックアウト/タグアウト

電動機器部品の保守点検、修理、設置または作業を行う際には常に、電源切断スイッチまたは電気を供給するブレーカーは「オフ」ポジションにタグ/ロックされなくてはならない。ロックキーは作業実施者が保管し、かかる人物に限り、作業終了後にスイッチを解除し、タグを外す権限を有します。

複数の人物が電源に関わる作業に従事する場合、各自がスイッチをロックにし、自分でキーを保管して下さい。

請負業者はエネルギー制御計画書を閲覧できるようにしておく必要があります。

ロックアウト・タグには請負業者の会社名、日付およびシスコのプロジェクト・マネージャーの氏名を明記して下さい。ロックアウト・タグは使用前にシスコのプロジェクト・マネージャーの承認を受ける必要があります。

## IX. 事故と応急処置

何らかの事故、負傷または疾患が発生した場合は必ず地域のセキュリティ・アンド・ファシリティ・オペレーション・センター（SFOC）に連絡すること。SFOCにダイヤルすると、シスコ緊急対応チームが始動し、110/119番の緊急電話に自動的につながります。

請負業者は応急処置と緊急を要しない事態についても救急箱を常備する等して、責任をもって対処して下さい。

シスコの敷地内で重大な事故が発生した場合、請負業者は事故報告書を提出するものとします。報告書はシスコのプロジェクト・マネージャーならびにセイフティ・アンド・セキュリティ部に提出して下さい。同報告書は事故発生から24時間以内に受理されなくてはなりません。

## X. 火災警報器

シスコは火災およびその他の緊急事態に対応する組織を有しています。緊急事態は以下の方法で報告して下さい。

セキュリティ・アンド・ファシリティ・オペレーション・センター (SFOC) の緊急用内線番号にダイヤルして下さい。発信者は緊急事態の場所、種類、自分の氏名および事業者の氏名を通知して下さい。火災警報器が鳴った場合、請負業者の全従業員は規律正しく最寄りの階段の吹き抜けまたはその他の所定の場所に向かい、シスコのインシデント・コマンドー (緊急指揮担当者) からの指示を待つものとします。

## XI. 喫煙

シスコの敷地及び管理物件内はすべて禁煙です。

可燃性液体、ガスまたは可燃性の高い物質の保管、取り扱い、または処理が行われる区域、およびその他の指定の区域では直火の使用は厳禁です。

## XII. セキュリティ

セキュリティ上の理由から、シスコの建物の出入りは作業区域として指定された場所に限定されます。シスコのプロジェクト・マネージャーの承認を得ない限り、作業場所以外の区域への立ち入りは禁止とします。

建物の非常口は緊急事態の場合に限り使用して下さい。

いかなる場合でも、セキュアドカード・アクセス、非常扉またはその他の安全扉は、無人のままストッパー (つかい) 等で開放したり、鍵を開けたまま放置しないで下さい。

## XIII. 煙検出器

請負業者には、シスコ全体にわたる多くの場所に煙検出器が設置されていることを警告しておきます。これらの検出器は煙、埃、その他の浮遊微小粒子に敏感であるため、適切な作業を妨げたり、警報を鳴らしたりする可能性があります。煙検出器が設置されている場所の例として、コンピュータールーム、カフェテリア、訓練/会議室、排気ダクト、防火扉/通路に隣接した場所が挙げられます。

請負業者は必ず作業前に、作業区域内のアクセス可能なすべての煙検出器に覆いをかけるようにして下さい。また、請負業者は各作業日の終了時に、煙検出器からすべての覆いが取り外されていることを確認して下さい。

## XIV. 交通規制

請負業者は建設工事区域内またはその周辺の歩行者の往来を確保し、規制するための適切な対策を講じて下さい。

請負業者はシスコのプロジェクト・マネージャーが指示する駐車配列に従って下さい。

## XV. アルコール、ドラッグ

アルコール飲料、非処方薬または医療目的以外の処方薬の摂取はシスコの敷地内では禁じられています。

## XVI. 化学薬品

請負業者は契約の一環としてシスコの敷地内で使用予定の化学薬品に関する最新の製品安全性データシート (MSDS) の写しをシスコのプロジェクト・マネージャーに提出する必要があります。請負業者が作業を開始する前に、すべてのMSDSを提出し、使用許可を受けて下さい。これには一切例外が認められません。化学薬品には、以下が含まれます。

- 酸、塩基
- 接着剤、膠、セメント、エポキシ
- 漂白剤、クリーナー、洗剤
- 圧縮ガス、液化ガス
- コアハンダ (酸、樹脂)
- 融剤
- グリース、オイル
- 塗料、染料、顔料、充填剤
- 殺虫剤、除草剤
- 溶剤、シンナー

契約に基づく化学薬品の使用に関する質問があれば、担当プロジェクト・マネージャーにお問い合わせ下さい。

使用する化学薬品はすべて、正規の製造供給元のラベルが貼付されたオリジナルの容器に入れられるものとします。ラベルには化学成分、危険性に関する情報、安全注意事項および適切な使用説明が記載されていなくてはなりません。

請負業者は厚生労働省の定める法令に基づき、その従業員に対して適宜、化学薬品の取扱方法に関する訓練を実施する責任があります。化学薬品を使用して実施されるすべての作業は請負業者およびシスコの社員に及ぼすリスクの可能性を最小限に抑えるようにして下さい。請負業者は自ら保護具を準備する責任があります。

契約に関連するすべての化学薬品は、契約で特に定められている場合を除き、請負業者が購入・供給して下さい。

## XVII. 化学廃棄物処理

請負業者はシスコの敷地内で化学廃棄物または化学薬品を含有する溶剤を処分しないで下さい。化学廃棄物には以下等が含まれます。

- 酸、塩基
- 接着剤、膠、セメント、エポキシ
- 漂白剤、クリーナー、洗剤
- 圧縮ガス、液化ガス

- コアハンダ（酸樹脂）
- 融剤
- グリース、オイル
- 塗料、染料、顔料、充填剤
- 殺虫剤、除草剤
- 溶剤、シンナー
- 蛍光灯
- VDT(Video/Visual Display Terminal)
- 以前化学薬品が入っていた空の容器

化学廃棄物は排水管、産業排水管またはトイレの排水管には投棄しないで下さい。化学薬品の処理のために排水渠、下水管、汚水溝、便所、排水溝、ゴミ箱または地面を使用しないものとします。

請負業者は、空のエアゾール缶または可燃性／有毒化学廃棄物の容器をシスコのゴミ容器に廃棄しないで下さい。これらの廃棄物は請負業者が別途敷地外で処分して下さい。化学廃棄物は適用されるすべての国や都道府県、地方自治体の定める法令や条例に従って、容器に収納の上、敷地から搬出、運搬し、処分されるものとします。